

地域におけるバス路線の維持・確保に向けた
支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

宛て

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

路線バスをはじめとする地域公共交通は、通学・通勤、買物等といった住民の生活上の移動のほか、観光地へのアクセスにおいても重要な役割を担っているが、人口減少に伴い輸送需要が縮小し、収支が悪化するなど、事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

また、バス業界では、昨年4月から、長時間勤務の是正を目的に、労働時間の上限規制が適用されているが、高齢化、低い賃金水準等を背景とする担い手不足が慢性化する中、運行継続のための人員補充は困難な場合が多く、本県においても、減便・路線廃止を余儀なくされる事態が生じている。

事業者は、運賃改定、別事業収益からの補てん等により経営の維持を図ってきたが、こうした自助努力には限界があることから、将来にわたる安全・安心な移動の確保に向けては、路線バスを地域の重要な社会インフラとして位置付けた上で、公的な関与の強化による運営体制の抜本的な改善が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域公共交通を実現するため、事業継続に係る財政的措置の拡充に加え、国の責任による積極的な人的・物的資源の投入を図るなど、地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援を強化するよう強く要請する。